

公共施設へのマイボトル用給水機設置業務に関する仕様書

1 業務名

公共施設へのマイボトル用給水機設置業務

2 設置施設、設置台数等

市内公共施設 31 施設 32 台（詳細は別紙 1 のとおり）

3 給水機の賃貸借期間及び保守期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4 給水機の仕様

- (1) プラスチックごみの削減及び温室効果ガス削減の観点から、環境負荷の少ない水道直結式のものであること。
- (2) 常温水及び冷水（概ね10℃以下）を容易に切り替えて給水できること。温水は給水できない仕様であること。
- (3) 給水機側の抽出口とマイボトルの口が、接触しにくい等の対策（例えば、抽出口が二重構造になっている。）が講じられていること。
- (4) 以下のサイズを超えないこと。

ア スタンド式	幅400mm×奥行600mm×高さ1,400mm
イ 卓上式	幅300mm×奥行500mm×高さ550mm

5 給水機の設置

- (1) 市の指示に従い、設置位置を決めること。
- (2) 給水機は、市と日程調整の上、令和 5 年 4 月中に設置すること。
- (3) 事前に市と綿密な打ち合わせを行うこと。
- (4) 給水機の設置位置に、市の既設機器が設置されている場合は、破損させることなく丁寧に取り外し、市に引き渡すこと。
- (5) 給水機の設置位置に、他事業者の給水機が設置されている場合は、納入者及び撤去者間で調整の上、1 か月以内に入れ替えること。
- (6) 給水機に接続する水栓、電源等は、市が指定した場所にある既存設備に接続を行うこと。ただし、設置場所が水栓、電源等から10m以上離れている場合等は、別途協議の上、設置場所及び費用負担等を決定するものとする。
- (7) 給水機の利用状況を把握するため、市が用意する流量計を技術的に困難な場合を除き、給水機に取り付けること。
- (8) 設置時に発生した不要物は速やかに回収し、納入者が適法、かつ、安全に処分すること。
- (9) 上記（1）から（8）の作業に必要な費用は、全て納入者の負担で行うこと。

6 給水機の保守管理

- (1) 賃貸借期間中、機器が適切に稼働するよう、保守点検を半年に 1 回以上行うこと。
- (2) 機器に故障等の不具合が発生した場合は、速やかに保守業務を行うこと。また、すぐに機能が回復しない場合は、代替機器を用意すること。

7 その他特記事項

- (1) 給水機の使用による電気代及び水道代は市の負担とする。
- (2) 関連法令等を遵守し 本事業を実施しなければならない。
- (3) プラスチックごみの削減及びマイボトルの普及啓発に関して、必要な資材の市への

提供、市が主催する各種イベントへの参加、各種イベントの企画立案等、市の環境啓発に協力すること。

- (4) 市が給水機の設置施設又は設置場所の変更を指示した場合、給水機の移設に伴う費用は全て納入者の負担で行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議の上、履行すること。

8 支払条件

契約期間満了月に一括請求とする。市は適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に納入者に当該請求金額を支払う。